

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年9月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800080 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800028 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 57 年 8 月 31 日となっているが、実際の退職日が同年 8 月 31 日だったので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 9 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間については、請求者が所持する支払年月が昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の給料支給明細書並びに A 社の回答及び総務事務担当者の陳述により、請求者は昭和 57 年 8 月 31 日まで同社に勤務しており、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 57 年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 8 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800085 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800014 号

第 1 結論

昭和 62 年 * 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間及び昭和 63 年 9 月から平成元年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 * 月から昭和 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 12 月まで

平成元年 * 月、A 市役所 B 出張所において第一子の出生届を提出の際、国民年金の加入もれを指摘され、最大 2 年間遡り加入が可能との説明を受け、その時に遡り 2 年間加入し、更に平成元年 * 月より平成 2 年 1 月 25 日まで国民年金に加入した。

年金記録では請求期間が年金に未加入の期間とされているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②当時、国民年金保険料の収納及び納付記録の管理は、国民年金手帳の記号番号により行われていたところ、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は平成 3 年 2 月 1 日とされており、当該資格取得の入力処理は同年 3 月 25 日に行われていることが確認できることから、この時期（平成 3 年 2 月 1 日から同年 3 月 25 日までの期間）に請求者に対して国民年金手帳記号番号（*）が払い出されたものと考えられる。

したがって、請求者の主張どおりに国民年金に未加入とされている請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された時期より前に請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。

しかしながら、日本年金機構は、請求者に係る国民年金手帳記号番号（*）以外の払い出しの有無について調査を行ったが、他の国民年金手帳番号は確認できない旨回答しており、請求者が国民年金の加入手続を行ったと主張する平成元年 * 月当時の請求者の住所地である A 市は、同市における請求者の国民年金の記録は、平成 3 年 2 月 1 日の資格取得が最初である旨回答していることから、請求者は請求期間①及び②において、国民年金に未加入であり、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A 市は、平成元年当時、同市 B 出張所の窓口に来庁した国民年金未加入者に対し、国民年金への加入勧奨及び国民年金保険料の納付勧奨を行うことがあったか否か、同出張所において国民年金の加入手続及び国民年金保険料の収納が可能であったか否かについては当時の資料がなく不明としていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況については確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800084号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800029号

第1 結論

昭和55年8月から昭和56年2月までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和56年6月から同年7月までの期間について、請求者のB社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年8月から昭和56年2月まで
② 昭和56年6月から同年7月まで

請求期間①については、新聞広告を見て、社保あり、現金払いということでD市にあるA社で勤務した。厚生年金保険の加入については聞いておらず、給料明細書等はなかったが、一緒に勤務していた者4人の姓を記憶している。

請求期間②については、公共職業安定所の紹介でB社C支店に期間工として勤務した。
請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、D市に所在するA社で勤務した旨主張しているところ、オンライン記録において、請求期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録はない。

また、A社の代表者は、30年以上も前のことであり、請求者に係る資料は残っておらず、当時を知る者もない旨回答している上、同社の担当者は、厚生年金保険に加入することになったのは平成27年1月からである旨陳述している。

さらに、請求者は、A社で一緒に勤務していたとして4人の姓を挙げているものの、当該4人を特定できないため、請求者の請求期間①に係る勤務状況等を聴取することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②については、雇用保険被保険者記録によると、請求期間②を含む昭和56年4月7日から同年7月7日までの期間については、B社C支店における被保険者記録が確認できる。

しかしながら、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出並びに請求者の給与からの厚生年金保険料控除については、資料の保管がないため不明である旨回答している。

また、B社は、期間労働者(季節労働、期間工等)に係る厚生年金保険の加入について、希望の確認を行っていた旨回答している。

さらに、請求期間②又はその前後の期間においてB社C支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、同社に勤務することとなった際、同社から厚生年金保険の加入について希望を確認されたと回答している者がいるほか、同社に勤務していたとする回数と厚生年金保険被保険者記録が一致しない者が見られる。

以上のことから、B社C支店では、必ずしも勤務していた期間全てを厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B社C支店に係る事業所別被保険者名簿において、前述の雇用保険被保険者記録が確認できる期間に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。